

## 議題2 令和8年度事業及び会議開催計画（案）

### ア 公民館講座計画（案）

前期講座（4講座 5～6月）

講座名	対象	定員	曜日	回数	期間	時間
ぐっすり眠るための快眠ストレッチ	18歳以上女性	12人	火	4回	5月～6月	午後
心も身体も喜ぶ太極拳（初心者向け）	18歳以上	12人	木	4回	5月～6月	午後
癒しのハンドマッサージとアロマクラフト	中学生以上女性	12人	土	2回	5月～6月	午前
季節を感じる和菓子作り	中学生以上	16人	火	2回	5月～6月	午前

夏季講座（未定 夏休み期間）

後期講座（未定 10月～12月）

冬季講座（未定 12月～1月）

### イ 高齢者教室学習計画（案）

5月～10月 全8回

回	月日	曜日	学習課題	講師名
1	5月28日	木	—開講式— 落語	微笑亭さん太
2	6月11日	木	幻の山崎上条駅	天野信治
3	6月25日	木	日本一面白い！終活教室 ～楽しく学んでハッピーエンディング♡～	相続遺言専門行政書士 佐山和弘
4	7月9日	木	マリンバの演奏と若返りリトミック	マリンバ奏者 川野佳代
5	9月3日	木	マジックショー	岩津マジッククラブ
6	9月17日	木	歌って笑って音楽療法♪	認定音楽療法士 川村真弓
7	10月8日	木	～心を癒す悠久の音色～ 二胡コンサート	二胡奏者 竹内有希
8	10月15日	木	イキイキ健康体操 —閉講式—	スタジオD0代表 高橋千恵子

## ウ 家庭教育学級学習計画（案）

5月～10月 全8回

回	月日	曜	学習課題	講師名
1	5月27日	水	—開講式— はじめての「お金の育て方」	明治安田生命保険相互 会社
2	6月10日	水	ママの心とカラダの エクササイズ	スタジオ Do 代表 高橋千恵子
3	6月24日	水	子どものやる気の引き出し方	文聞分 高田浩史
4	7月 8日	水	フラの動きで リフレッシュ体操	アロハフィットネス 飯田恵美
5	9月 2日	水	創造力を育てるおもちゃの 選び方・与え方	おもちゃと絵本のカル テット代表 藤田 篤
6	9月16日	水	リラックスヨガ	ラクシュミヨガ 小林そら
7	9月30日	水	親子の心をはぐぐむ 「子育てコミュニケーション」	はぐくみサポートゆめ たまご 稲垣真紀子
8	10月14日	水	秋の和菓子づくり —閉講式—	清水崇司

エ 公民館まつり事業（来年度は市長選の開催が見込まれるため例年より予定が一週ずれています）

公民館まつり 令和9年2月13日（土） 作品展示等

～14日（日） 〃

2月28日（日） 囲碁大会

・・・《打合せ会 12月12日（土）》

オ 文化事業

映画会 7月11日（土）

芸能まつり 12月6日（日）・・・《打合せ会 9月19日（土）》

カ ふれあい事業

地域ふれあいまつり 11月7日（土）・・・《出店者会議 9月5日（土）》

学校ホリデー 11月27日（金）

親子ふれあい活動（東部小学校主催） 6月（未定）

親子ふれあい事業（東部こども園保護者会主催） 3月（未定）

キ 活動推進協議会

第1回 令和8年5月9日（土）午前9時30分から

第2回 令和9年3月6日（土）午前9時30分から

### 議題3 スポーツ推進委員活動について

別紙のとおり

## 安城市公民館活動推進協議会設置要綱

(設置)

第1条 安城市公民館の設置及び管理に関する条例（昭和55年条例第7号）第2条に掲げる公民館（中央公民館及び北部公民館を除く。以下「公民館」という。）の活動の推進を図るため、公民館ごとに当該公民館の名称を冠した公民館活動推進協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(委員)

第2条 協議会の委員（以下「委員」という。）は、次に掲げる者とする。

- (1) 公民館が所管する地域の小・中学校の代表者
- (2) 公民館が所管する地域の社会教育関係団体の代表者
- (3) 学識経験者
- (4) 公募による市民

2 委員の任期は、1年とし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

3 役職によって選任された委員の任期は、当該役職の期間とする。

4 委員は、生涯学習課長が任命する。

(委員の役割)

第3条 委員の役割は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 公民館活動を推進するための意見の交換
- (2) 公民館活動に関する市民の意見の収集
- (3) 公民館活動の広報
- (4) その他公民館活動に関すること。

(役員)

第4条 協議会に、委員の互選により、次に掲げる役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 2名以内

2 役員任期は、委員の任期とする。

3 会長は、協議会の会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、教育委員会が招集する。

(雑則)

第6条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成8年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。